

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、ただいまから第7回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、3番、清水勝一君、4番、村上誠一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 次に議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和3年9月30日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年10月12日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。よろしく願いをいたします。

今月上程いたしました農用地利用集積計画についてご説明をいたします。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、更新案3件となっております。

1件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は長岡の方、賃貸借の設定で、

農地の所在は長岡字梨木平1989の1番。現況地目は畑、面積は2,096平米となっております。借手は長岡の方で、利用目的は普通畑利用（野菜）となっております。貸借期間は、令和3年11月1日より5年間で、令和8年10月31日までとなっております。

2件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字下前348の3番外1筆。現況地目は田、面積は合計で1,699平米となっております。借手は広馬場の方で、利用目的は畑利用（小麦）。貸借期間は、令和3年11月1日より5年間で、令和8年10月31日までとなっております。

3件目の計画でございます。利用権を設定する貸手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は長岡山子田字北野1873の1番。現況地目は畑、面積は2,697平米となっております。借手は山子田の方、利用目的は畑利用（牧草）となっております。貸借期間は、令和3年11月1日より3年間で、令和6年10月31日までとなっております。

また、3ページから5ページに計画書の写しのほうを添付しておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議 長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。議案第1号 番号3番の件につきまして、自己に関わることであり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触しないよう、退席の許可を求めます。

議 長 退席を認めます。

(柳岡委員退席)

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

ここで、岡部課長補佐、退席を認めます。

◎議案第2号

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号番号1について説明申し上げます。

議案書は6ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字山子田字中野1967の1番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,207平米。権利種別は3条有償移転でございます。内容は売買。譲渡人は山子田の方です。経営面積は自耕作地42.4アールとなっております。申請事由は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

次に、2筆目の農地の所在は大字山子田字中野1967の2番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は331平米。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は山子田の方です。経営面積は自耕作地46.1アール。申請事由は、譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。2筆の合計面積につきましては1,538平米となります。次に、譲受人は山子田の方です。経営面積は自耕作地54.5アール。申請事由は、経営規模拡大のため申請地を譲受けして、ブルーベリーを栽培したいとのことでございます。受入れ世帯の稼働人員です。4人中2人となっております。

議案書7ページご覧ください。

議案第2号、番号1について農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員柳岡です。ただいま事務局長が説明したとおりでございます。私のほうから少し説明をしたいと思っております。

現地確認調書の2ページと3ページを開いてください。

場所はふるさと公園の西50メートルのところにあります。譲受人は稲作をしておりますので農業従事者に当たります。譲り受ける土地はブルーベリーを栽培し、将来観光農園としてやりたいということでありまして。私としては許可相当と思っておりますので、ご審議のほう、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。
番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当とします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
についてを議題といたします。

番号1番について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号1についてご説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は5ページからとなります。

番号1、図面番号1。1筆目の農地の所在は大字長岡字小林沢1419の1番。地目は
登記簿、現況ともに畑。面積は648平米です。権利は賃貸借。貸付人は長岡の方で、
職業は無職。2筆目の農地の所在は、大字長岡字小林沢1419の6番。地目は登記簿、
現況ともに畑。面積は257平米。権利は賃貸借。貸付人は長岡の方で、職業は無職。
2筆の合計面積は905平米となります。借受人の方は吉岡町の方で、職業は会社員。
転用目的は太陽光発電用地。施設等につきましては太陽光発電所用地パネル216枚で
ございます。転用理由につきましては、借受人は吉岡町で太陽光発電事業を行っているが、
このたび貸付人と話がまとまり事業拡大のため、申請地を借受けし、太陽光発電
所用地として利用したいとのことでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ、
申請地を貸与するとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員安藤です。

ただいま事務局長より説明がありました1番の申請につきまして、若干補足をしたい
と思います。

権利の種別は賃貸借です。申請目的は太陽光発電用地です。申請理由につきましては、借受人は事業拡大のために申請地を借受け、太陽光発電用地として利用することということです。

なお、付近の状況を申し上げますと、現地調書の5ページから7ページをご覧ください。

ここは、榛東村児童館の西で少し高台になっていて、東側が児童館で、西側が雑種地、南側が畑で、北側が道路です。周囲は全てフェンスで囲います。雨水は自然浸透です。隣接する農地には影響はないと思われます。私としては問題がありませんので許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議 長 次に、議案第4号 非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

議案第4号について説明申し上げます。

非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）について、榛東村長から令和3年9月24日付で別添の非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）の依頼があったので、その交付について決定を求めます。

令和3年10月12日提出、榛東村農業委員会会長。

非農地証明願の内容について説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。こちらは榛東村長から農業委員会会長宛で非農地証明の交付を求めた書面でございます。

申請理由につきましては、地籍調査作業規定準則第29条第1項による調査結果に基づき地目の変更をするためとのものでございます。

申請地につきましては、同じく議案書の11ページをご覧ください。左上に別紙と書かれてございます。一番左側に番号が1から35まで振られておりますが、こちらの35の筆の地目変更でございます。

今回の非農地証明の交付につきましては、現在実施している地籍調査結果に基づき、登記地目と現況地目を調べさせていただいた結果、現況とそぐわないということで、今回交付申請が提出されたものでございます。

主な現況につきましては、公衆用道路、宅地では耳飾り館、ふるさと公園が含まれております。また、所有者につきましては、公衆用道路では主に群馬県また榛東村となっており、宅地としては榛東村の施設用地等が対象となっております。

なお、別の冊子でお配りしました令和3年10月議案第4号 非農地証明願（地籍調査）調査書をご覧ください。

1ページ、ご覧いただきますと、別紙ということで議案書と同様に35筆の地番、地目等が記載されております。

続きまして、2ページにつきましては、アルファベットがAから順番にFまで振られておりますが、この地区についてということでございます。

続きまして、1枚はぐっていただきますとA3の紙が3ページ、4ページ、5ページと3枚ございますが、こちらが地籍調査を行った際の調査図となっております。主に、3ページの下段でございますが、⑩Pと書いてあるところ、⑩のAと書いてあるところに丸数字が記載されておりますが、こちらの記載されている場所につきまして、6ページ以降、カラー写真で現況図ということで、現況の写真を添付させていただいております。

ご覧いただきますと写真のほうで、主に道路脇側溝であるとか路肩になっている部分等が今回の地籍調査で地目が農地から変更したいという場所となっております。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、よろしく願いいたします。

議 長 事務局長の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

前にもちょっと話をさせてもらったと思うんですけども、11ページの30番の件なんですけれども、これ昭和49年の2月20日に5条許可、転用ができますよということなんで、本来であれば、個人の人には面積的には少ないんですけども、地目変更なりの登記をするんじゃないでしょうか。

以上です。

議 長 事務局。

事務局長 昨年度も同様のものをご審議いただいておりますが、こちらにつきましては、お二人の方が所有されている部分について公衆用道路という地目になるということで、今回ほかの事案と併せて非農地証明の手続を取らせていただきたいというものでございます。また、個人所有のものにつきましては、今後確認した上で、建設課が担当窓口となりますが手続のほうを進められるかと考えております。今回につきましては、公衆用道路の用地ということで整理をさせていただいております。

以上です。

議 長 よろしいですか。推進委員の小川君、今の説明。

小川委員 公衆用道路ということなんでしょうけれども、本来であれば49年のときに速やかに本来であれば転用するというのが原則だと思うんですけども、いかがですかね。

議 長 事務局。

事務局長 今、小川委員のおっしゃったお話につきましては、担当課、建設課とも相談させていただいて、今後どういう対応をするか調整をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号は原案のとおり承認することとします。

◎議案第5号

議 長 次に、議案第5号 令和4年度榛東村農業施策に関する意見書について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書12ページをご覧ください。

議案第5号 令和4年度榛東村農政施策に関する意見書について。

令和4年度榛東村農政施策に関する意見書の決定について意見を求める。

令和3年10月12日提出。

榛東村農業委員会会長。

以下、内容につきまして、13ページ以降をご覧ください。

見開きページとなりますが、13ページ、14ページで、令和4年度の榛東村農政施策に関する意見書ということで素案を作らせていただきました。

左上より朗読させていただき、説明と代えさせていただきます。

令和3年、提出日付につきましては、この後、提出日が確定次第、記入をさせていただきたいと考えております。

榛東村村長 真塩 卓様。

榛東村農業委員会会長。

令和4年度榛東村農政施策に関する意見書。

平素、農業委員会活動にご理解、ご支援、ご援助を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業委員会は、農地法の適正な運営と本村の農業振興対策に精励しているところでございます。

さて、令和4年度の榛東村農業施策に関することについて、下記のとおり意見いたします。

記。

榛東村の農業の状況について。

榛東村農業を取り巻く状況は非常に厳しく、農地利用や後継者不足など岐路に立たされている。農業委員会のみでこの状況を打開することは難しいため、議会や行政が連携し、今後の農業施策に取り組むこと。

榛東村は中山間地域に位置しており、国や県が目指す大規模農業の在り方には地形的に当てはまらない部分がある。中山間地域の実情を踏まえ、その農地の在り方に即した農業者支援と行うこと。

ブランド化の促進について、榛東村農業委員会では、農産物等のブランド化に向けた取組を行っている。今後、講習会、生産者との意見を交わせる場を設けることや、活動に向けた予算の措置を講ずること。また、農業委員会のみならず、議会や行政、JA等関係機関と連携し、今までになり柔軟な発案が出る形態を構築すること。

新規就農支援について。新規就農者に対して、就農支援にとどまらず、その後の定着、発展段階までをサポートする支援体制を確立し、内外にその動きを発信していくこと。また、技術支援や試験支援を行うJAや農林大学校、農業指導センター等の関係機関と役割分担の下、連携して新規就農支援を行うこと。

認定農業者等に対する多様な支援について。改正農業委員会法においても、農業委員の過半は原則認定農業者から選任するなど、今後も認定農業者が農業の中核的な担

い手であると位置づけ、認定農業者に対する経営支援及び法人化に向けた支援を行い、人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられている者が認定農業者になっていない場合には、認定農業者が受け入れられる支援措置を紹介するなどして認定を受けるよう勧めること。また、認定農業者となっている中小規模の農業者についても、継続して農業を行えるよう支援策を講ずること。

人・農地プラン実質化についてでございます。ついでが追加されます。担い手への農地利用の集積・集約化を推進するために、関係機関と連携し、アンケート結果を基に、地域での話合いの場を設けること。

農地の活用促進対策について。遊休農地発生の根本的な原因が農業の収益性の低下による担い手不足にあることから、農家の生産支援のみならず、流通・販売対策も視野に入れた総合的な対策を講ずること。地産地消や6次産業化、グリーンツーリズム等の取組を検討すること。

鳥獣害対策の拡充について。農村周辺環境の変化によって、鳥獣による被害が増加し、農業生産に与える影響が拡大している。駆除対策や助成等を行っているが、対策を拡充すること。特に人の手の入らない民有林や相馬原演習場内において、イノシシ等の野生動物が生息していると見受けられるため、その対策を強化すること。

経営所得安定対策について。経営所得安定対策は、販売価格が生産費を下回っている作物を対象に、農業経営の安定と国内生産力の確保を目的に実施しているところであり、今後も作物の価格安定と農地の利用促進に向けた対策を国へ要請すること。

多面的機能支払交付金について。農業生産関連施設の維持管理に効果のある制度のため、幅広く活用してもらえよう制度の周知、手続や事務簡素化を国へ要請すること。

畜産農家に対するヘルパー制度の充実・強化について。畜産経営農家は余暇が取りづらい状況にあり、後継者の就農意欲の減退が懸念されている。そうした状況を改善するため、ヘルパー制度に公的助成の充実すること。

新型コロナウイルスにおける農業者への支援について。昨今の新型コロナウイルスによる影響は商工業者だけでなく農業者にも影響が出ている。基幹産業が農業である榛東村において、農業者への支援が離農抑制にもつながることから、関係機関と協力の下、農業者への支援策を講ずること。

以上の項目について意見書として取りまとめさせていただき提案したいと考えております。

以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第5号について、事務局長の説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員の小川君、何かありませんか。

小川委員 14ページの中に経営所得安定対策とあるんですけども、今年は米価がちょっと安いということでございますので、4月のときに各農家にこの経営所得安定対策の加入の申込みの用紙が配られたと思うんですけども、加入状況はどうでしょうか。今日じゃなくても次回でも結構なので教えてもらえればと思うんですけども。

議 長 事務局。

事務局長 すみません。まだちょっと加入状況についての集計されたものがございませぬので、確認でき次第、班長会議または次回の定例会のときにおつなぎをさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

小川委員 はい。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

4番、小山委員。

小山委員 ちょっと文面がつながらないところはちょっとあれですか、一部修正はしますよね。

事務局長 朗読させていただいて、抜けちゃっている文字等があります。

小山委員 ちょっと確認なんですけれども、基本的に認定農業者に対する支援というのがここにうたってあって、認定農業者になっていない場合については認定農業者が受けられる利点だとか、そういうのを紹介して認定農業者になるように勧めるということは、もういずれにしろ認定農業者以外については支援をしないという考え方でいいんですか。

議 長 事務局。

事務局長 今、村のほうで行っています補助金等につきましては、認定農業者の方を中心にした補助金、機械の導入であるとか更新、そういったものへの支援というのが中心となっております。また、災害等が発生した場合の施設の倒壊ですか、の復旧等については認定農業者という枠組みではなく、ほかの事案での対応となりますが、現状で行っているものについては、認定農業者になった方にまずは支援をして、事業の継続をしていただくという形のものでございます。また、認定農業者については5年間の計画ですか、経営計画等を提出されて、それに基づいて認定農業者の審査が行われるという経緯もございませぬので、そういった形で将来展望、将来計画等も含めた形で経営を考えていらっしゃる方が補助の対象になってくるという考え方でおります。

議 長 4番、小山君。

小山委員 認定農業者ってハードルが高いじゃない。すると、例えば仕事を退職してから新たに認定農業者ってなかなか厳しいところもあるので、本来であれば、榛東村はここにうたってある中山間地域ということであれば、ある程度、認定農業者以外でも何かこういった支援が受けられるような方策が臨まれると、もっと農業が盛んになるんじゃないかなとは思っています。

議 長 事務局。

事務局長 小山委員のお話、ご意見、今いただきましたものを、認定農業者にかかわらず、農業を続けていかれる方の支援という形で何か予算措置という話になってしまうかもしれませんが、できるものがあるかどうかちよつと課内に持ち帰って協議させていただき、対応ができれば次年度の予算要求等にも反映できればということで対応を考えていきたいと思えます。

以上です。

議 長 よろしいですか。

小山委員 はい。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。何も言わなきゃ分かんなくなっちゃう。何かありますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第5号 令和4年度榛東村農業施策に関する意見書については原案のとおり決定することとします。

◎議案第6号

議 長 次に、議案第6号 榛東村農作業労働標準料金の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第6号について説明申し上げます。議案書は15ページからとなります。

議案第6号 榛東村農作業労働標準料金の決定について。

榛東村農作業労働標準料金について、農地法第52条（情報提供等）の規定により決定を求める。

令和3年10月12日提出。

榛東村農業委員会会長。

議案書の16ページをご覧ください。

今回の改正の案でございます。榛東村農作業労働標準料金（賃金）、改定する部分につきましては、区分の一般、作業名が農作業全般、単位につきましては時間給標準料金を870円からということにするものでございます。作業内容により料金は異なるということで備考欄に記載をさせていただきます。

議案書の17ページ、18ページをご覧ください。

17ページにつきましては現行の賃金でございます。現行の賃金で、区分一般、作業名、農作業全般、単位は時間給、標準料金が840円からとなっております。これを今回の改正により30円引上げをさせていただき870円からとさせていただきたいというものでございます。

なお、作業受託単独の料金につきましては、従前どおりの金額となっております。

なお、料金改定に伴う30円の引上げの理由につきましては、議案書の18ページご覧ください。群馬県の最低賃金一覧表、こちらの群馬県最低賃金が地域別最低賃金となりますが、本年10月2日より発行されており、時間額が865円となっております。このため最低賃金を下回る設定となっておりますので、この部分につきまして865円を上回る賃金に見直したものでございます。なお、賃金につきましては、1円単位を四捨五入させていただき870円とさせていただいております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。よろしいですか。

（「はい」という声あり）

議長 それでは、採決に移ります。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第6号は原案のとおり決定することにします。

ここで暫時休憩で11時から再開します。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前11時00分）

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時45分)